

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【7】」

2. 日時：令和5年8月23日（水）10時00分～12時08分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、  
伊藤安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長、田邊係長

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他11名（うち4名はTV会議システムによる出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 確認事項整理表【SA変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種類及び配置の変更）】
- ・資料2 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改6）

上記のほか、以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改3）  
（令和5年7月28日のヒアリング資料）
- ・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改5）  
（令和5年8月18日のヒアリング資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁西内です。それではこれから東海第2発電所の火災感知器バックフィットに係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:09	それではまず、日本原燃の方から、前回の花ヒアリング世界までのヒアリングを踏まえて修正した箇所等々について説明をいただければと思いますよろしくお願いします。
0:00:22	原電の新津です。本日の説明の方、させていただきます。資料の方は資料1、資料2、二つ準備しております資料1の方が確認事項整理表。
0:00:34	資料2の方が補足説明資料となっております。
0:00:37	資料に沿って説明の方、いたします。
0:00:41	黄色の箇所が修正点となっておりますのでそちらを中心にご説明いたします。
0:00:50	まず、主なところとしまして通しページの9ページになります。
0:00:57	こちらがコメントNo. 52番の、
0:01:01	対応としまして、
0:01:05	52番の確認事項としまして表6は区域区画の設定について記載をしているのでなお書きの記載を検討することということで、こちらについては3ポツ2としまして区域区画の章立てとしており、
0:01:18	ますので、永木は説明の話をしておりましたのでこちらは記載のほうを削除しております。
0:01:25	具体的には矢羽根が、三つありましたのを一つ削除しているのと、
0:01:31	基本の基本設計方針の引用箇所、一番最後のところですね、を削除しております。
0:01:37	こちらのページは以上となります。
0:01:41	続きまして通しページ12ページ。
0:01:47	ですねこちらは修正箇所ではないのですが、コメントNo.の54番の
0:01:53	対応といたしまして、
0:01:55	二つ目の分岐と三つ目の分岐許可で具体的に、
0:01:59	どちらに記載されていますかということで、回答し、
0:02:03	のところに、具体的なか、
0:02:07	記載箇所を記載、記載箇所を置き、記入しております。
0:02:13	具体的には二つ目の分岐については本文6項、
0:02:17	また、テンパチのところにも、1.5. 1.1というところで、
0:02:23	三つ目の分岐につきましてはテンパチのところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:27	それぞれ4ヶ所ですね、記載をされておりますのでこちらの項目の方、津野家コメント回答の欄の方に記載をいたしますと、
0:02:37	続きまして修正点としまして10数、通しページの13ページになります。
0:02:44	こちらでは、
0:02:48	まずコメントNo. 55番の対応としまして、こちら資料全体の話になりますが、環境条件、設置環境という環境という言葉がですね少しちゃんと整理してくださいというコメントをいただいておりますので、
0:03:04	二つ目の箱のところですね、誤作動防止のところにつきまして、
0:03:10	環境条件という言葉を使用しておりましたが、その一つ前のところでも環境条件という言葉を使用しておりますので、
0:03:17	誤作動防止のところにつきましては、環境条件という言葉削除しまして具体的な、2行目の中盤のところですね。
0:03:24	説明書における温度、煙の濃度、外向の影響を考慮して設計することで、環境条件ということも削除しております。
0:03:35	続きまして、次のボックス、中段の黄色発注しているところになります。こちらがコメントNo.68番の
0:03:43	対応となりますが、
0:03:47	前回設計フローの検証の具体例のところ原子炉建屋通路部の三階の例を、
0:03:55	につきまして熱感知方式の選択のところに熱感知カメラがないことについてちょっとご説明をいたしました、改めてですね優先順位についてちょっと、
0:04:05	整理をさせていただいてこちらの記載をしております。
0:04:09	記載内容としましては、
0:04:10	まず、変更しないところにつきましては煙熱炎の順番で選択をいたします。追加したところで、ただし、熱感知方式の熱感知カメラは、煙、
0:04:23	平熱の熱感知カメラを除くもの。
0:04:25	炎感知器により、異なる2種類の組み合わせが選択できない場合に、火災防護審査基準の
0:04:32	2ポツ2ポツ1(1)の3項に基づいて選択をするということで、
0:04:40	煙熱炎が使えない場合に熱や勤務、熱や炎に変えて使用するということで、
0:04:46	優先順位が、このような順番となっているということを明記いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:54	続きましてこちらのフローですね、屋外化ということで、分岐後、イエスになった場合に、こちらから屋外のフローですね。
0:05:06	追加しております※9 としまして、
0:05:10	通しページ 15 ページの方に、
0:05:13	追加をしております。
0:05:21	こちらにつきましては左側ですね消防法施行規則適用対象ではない区域区画についての火災感知等の組み合わせフローということで、
0:05:31	追加をしておりますこちら、ですねフローを通してご説明した後にまた具体例を用いて説明をさせていただきたいと思います。
0:05:42	ページ戻りまして 14 ページですね。
0:05:49	14 ページの方ですね、
0:05:51	まず、環境条件、
0:05:54	について明確にするために、
0:05:56	表 9、
0:05:58	んところがかくかく分類しておりますが、それぞれの間設置場所の名称と分岐の条件が、紐づけができるように、修文しております。且つ、分岐のところですね。
0:06:13	番号を記載することで紐づけを明確にしております。
0:06:19	こちらのページの修正点は以上となります。
0:06:26	続きまして途中ページ 16 ページになります。
0:06:32	こちらのところで組み合わせフロー一番初めのところの※5※7 からくるところですね、が、環境条件という言葉を使用しておりますが、
0:06:43	イノウエ前段の分岐のところですね。
0:06:46	記載されている環境条件を示していることがわかるように、各分岐の環境条件に適合する火災感知器等かということで修文をいたしますと、
0:06:56	また、こちらがノーの場合ですね、次の感知方式へ移行する条件として、感知方式の
0:07:02	各課、
0:07:04	感知方式の火災感知器等を優先順に基づいて適合するか、確認をしているかという記載に修文をしています。
0:07:13	また、こちらがYesになったときですね、次の官庁方式、
0:07:18	は優先順位によって明確であるため具体的に煙が主、すべて終了しましたら熱感知に、
0:07:25	熱感知方式に行く。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:27	また熱の場合は次に本当に行くということで明確に記載をしております。
0:07:32	またこのページ、終了のところですね、が、コメントナンバー57番としまして、
0:07:41	前回ですね。
0:07:42	衛藤。
0:07:43	一つ一つ組み合わせ不
0:07:45	フローをまわして決定したところから表を埋め込むということに、整理をしておりますが、こちらにつきましては、
0:07:53	表記の呼び出しですね。
0:07:55	なあ。
0:07:58	最終的な結果として整理した方が、適切であると判断しましたので終了のところ組み合わせ結果を表9に示すということで、
0:08:08	記載をしております。
0:08:11	本
0:08:12	ページの修正点としては以上となります。
0:08:16	それですね、音屋外のところの具体的な
0:08:19	例としまして、追加をしておりますのでそちらをご説明いたします。通しページ43ページに、
0:08:27	なります。
0:08:36	はい。
0:08:37	こちらのところで屋外開放の例ということで海水ポンプ室等、
0:08:43	の場所を例として示しております。
0:08:49	検討するものとしましては、液面に関する方式熱感知方式本の幹事方式、それぞれ色分けしたものを検討しております。
0:08:57	まず一番初めに検討するものとして、煙感知方式の①から③、赤で示しているものですね。
0:09:04	こちらについて設置場所が屋外か、イエスで
0:09:09	消防法適用対象ではないところということで※9にいきます。
0:09:15	こちらに行きまして、ページ44ページですね、こちらは煙感知方式となりますので一番初めの分岐のところ、
0:09:24	設置場所は開放空間化ということで、こちらがイエスとなります。
0:09:30	イエスの場合には、各分岐の環境条件として、開放空間に対しては適用する感知器ではないため、A-1に流れまして、
0:09:40	1から3につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:44	※中に戻るということで、
0:09:47	ページの 43 ページに戻る形となります。
0:09:51	続きまして煙感知器の一番最後の、アナログ式の煙検出設備につきましても同じような流れになりまして、
0:09:58	44 ページの、
0:10:02	開放空間がYES
0:10:06	適合する感知器かというところでの、
0:10:08	煙感知方式についてすべて検討したかというところでYESになりましてツジ次の熱感知方式を選択ということで※11 に、
0:10:17	流れていきます。
0:10:20	※11 に戻りましてまた熱、
0:10:24	方式ですね。
0:10:25	検討いたしますがこちらで⑤⑥のアナログ、また防爆型の熱感知器について
0:10:32	検討をいたします。
0:10:34	43 ページのところで屋外か、イエス。
0:10:38	通しページ 44 ページのところで、
0:10:41	煙感知器と、煙感知方式と同じように開放空間がYES
0:10:47	環境条件に適用するところがもう、
0:10:49	すべてのところが、
0:10:51	すべてを確認したかというところで、Noで、続いて、
0:10:55	⑦の非アナログ式熱感知器、熱感知器ですね。
0:11:00	同じように、
0:11:03	すべての感知器を確認したかというところでこちらがさ、先ほど、
0:11:08	説明した通り刀禰。
0:11:11	エリア、
0:11:11	等熱感知方式及びこの監査方式の代わりとして使用するということで、優先順位としましては、こちらの熱感知、
0:11:22	方式のものが、
0:11:23	検討が終わりましたら、⑦で、※11 へ戻るということで続いて炎感知方式を検討するフローとしております。
0:11:33	ですので続いて、検討するものとして⑧のピンクのところになりますね。
0:11:41	こちらを検討しまして屋外か、イエス。
0:11:45	で 44 ページに行きまして※9 から炎感知方式が選定されて、
0:11:51	米中にとりまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:53	45 ページですね。
0:11:56	に行きまして※10 から、火災感知器を、火災を有効に検知できるように設置しますということで、
0:12:02	こちらで異なる感知方式ですね、確立したかということで炎感知器のみとなりますので別の感知方式を選択というので、
0:12:09	※11 で、43 ページに
0:12:13	アダチとなり、
0:12:15	先ほどの文章に基づいて、最終的に熱感知カメラですね、⑨番のオレンジ色を検討するということで、
0:12:22	こちらが屋外か、イエス。
0:12:25	急に行きまして、熱感知方式の火災感知器等、
0:12:30	切マツノ、開放空間のが、イエス。
0:12:34	で各分岐の環境条件に適合するものとなりますのでこちらがイエスとなりまして⑨が、
0:12:39	※10 に行きまして、
0:12:42	※中から、有効に検知できるよう設置するということで、異なる感知方式について確立をいたしましたのでCSで終了と。
0:12:55	フローの説明としては以上となります。
0:13:01	では、説明の方戻りまして通しページの 17 ページとなります。
0:13:19	はい。では通しページ 17 ページのところですね、ご説明をしますと修正点としましては表記、8 の注釈のところ、修正しております。
0:13:30	コメントNo. 59 としまして、
0:13:33	表 8 の注釈について記載されている条件、こちらが消防法に基づいて 1 種類つけますと言っている、24 ページのもの。
0:13:43	と、そちらでは考慮されているものとなりますので、
0:13:48	区別して、
0:13:50	記載するようにしております。具体的には、異なる感知方式の火災感知器等を設置する区域区画、
0:13:58	においては、これらの条件を間考慮すべき区域区画はないということで、修文をしております。
0:14:07	また、コメントNo.の 58 番になります。
0:14:10	こちらで前回は障害物について記載をしておりましたが、障害物につきましては炎感知器等を選定した場合に、設置における考慮事項であるためこちらは、選定の段階、
0:14:22	では記載を削除しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:26	17 ページの修正点は以上になります。
0:14:32	続きまして 18 ページになります。
0:14:36	こちら、上の説明文のところですね修正点としましては環境条件、ですね、が設置間、環境条件と設置環境という言葉が使用されておりますので、
0:14:47	選定組み合わせの際に考慮する環境条件として具体的な記載を、
0:14:52	具体的な環境条件、また、誤作動防止の際に考慮する。
0:14:57	設置環境を具体的に
0:15:01	記載をしております。
0:15:04	また、表 9 の①②ですね、こちらがコメントナンバーの 60 番のところで、
0:15:11	前回は一般区域区画ということで 8 メートル未満 8 メートル以上というのを記載をしておりますのでこちらが取付面高さであることを、がわかるように、具体的に記載をしております。
0:15:24	続きまして、
0:15:27	ページ 19 ページになります。
0:15:31	まず、
0:15:35	⑤のところですね引火性発火性のところにつきまして、誤作動防止のところでコメントナンバーの 62 番に、
0:15:43	なります。
0:15:46	防爆型の熱感知機の誤作動防止に関して感知器の原理の観点により説明することということで、
0:15:54	修文をしております。
0:15:56	具体的には、河西勝木の
0:15:59	関連措置にサーミスタを使用することで火災感知器の作動値を蓄電池室内の周囲温度より高めに設定すること。
0:16:07	軽油の引火点、貯蔵、
0:16:09	軽油貯蔵タンクの最高使用温度率の高めに設定することで誤作動防止を図るということで記載を修正しております。
0:16:19	続きまして、
0:16:21	こちらから屋外につきまして、コメント、前回、
0:16:29	表 9 と表中ですね、
0:16:33	対応についてしっかり整理することということで、コメントをいただいておりますのでこちら、⑥から⑨ということで、屋外の記載を追加しております。
0:16:43	まず

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:44	⑥としまして、
0:16:45	一般火災区域区画の 8メートル未満のところ、
0:16:49	⑦としまして 8メートル以上のところ、
0:16:51	になります。こちらにつきまして感知器の組み合わせとしまして、感知器の組み合わせ及び子育て防止としましては、
0:16:58	屋内の 0102 と同様のものとなります。
0:17:06	続きまして 20 ページになります。
0:17:12	⑧番ですね、前は屋外の火災区域区画としておりましたが、屋外のところの屋外区域区画ということでちょっとわかりづらいということで屋外開放の火災区域区画と名前を直しております。
0:17:27	またこちらの⑧番の熱感知カメラのところですね、がコメントナンバーの 63 番に、
0:17:37	は火災防護審査基準ではアナログ非アナログの規定がされていないため記載の適正化を図ること。
0:17:43	こちら、熱感知カメラのアナログ品のUIはバーとして、
0:17:48	ます。また 5 サトウ防止という対策としまして、外航からの影響を考慮し遮光カバーを設けることにより、誤作動防止を図るという記載を追加しております。
0:18:01	続きまして 21 ページになります。
0:18:08	こちら前回標準につきましては、列が 4 列ありましたがこちらでも、環境条件という言葉を使用しております。したので、ちょっと紛らわしい。
0:18:19	記載となっておりますので列を三つにしまして、必要な記載については、
0:18:25	他の
0:18:28	該当場所の方、
0:18:30	記載をしております。
0:18:34	つつ、修正したところとしましては、分類Aのところですね、がコメントNo. の 53 としまして、
0:18:42	フローの方で可燃物を持ち込まないと。
0:18:46	オノに
0:18:47	かつ周辺と区分されたという記載を追加しましたのでこちらにも、
0:18:51	あわせて追加をしております。
0:18:55	続きましてBにつきましては先ほど申し上げた環境条件の欄に記載されていたものですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:02	により安全機能に影響を及ぼす恐れがない場所というものを記載しておりましたのでこちらに、
0:19:07	記載をしております。
0:19:10	続きましてCですね、こちらが環境、表 9 と標準の整理の一環としまして※1 から※2※3 ですね、の整理を改めてしております。
0:19:24	まず※1 としましては一般区域となります。こちらについては※1 として、閉鎖空間であるため、屋内に準じた火災感知器を組み合わせた上で、消防法施行規則 23 条 4 項及び、
0:19:36	工事基準書に準ずることにより、火災を有効に感知できる設計とする区域区画、
0:19:42	※2 としまして、こちらは屋外開放の区域となります。
0:19:47	開放空間であるため煙の拡散を考慮した、香月等を、
0:19:52	組み合わせる上で、監視範囲にカセの検知に影響をボス資格がないようにすることで火災を有効に感知できる設計とする。
0:20:01	火災区域区画、
0:20:05	続いて※3 としまして、閉鎖空間であるため、屋内に準じた火災感知器、
0:20:12	を組み合わせる上で、それぞれのタンクマンホールごとに火災感知器を、
0:20:17	設置することで火災を有効に感知できる設計とする区域区画ということで注釈の方、整理しております。
0:20:28	続きまして 22 ページになります。
0:20:33	こちらではコメントNo.64 としまして、
0:20:36	排気塔モニター室ですね、が、先ほどご説明した標準のところでは 1 個、1 種類つけますと言って
0:20:44	対してこちらに記載をされていたということで、統制、削除をしております。
0:20:50	また今回ですね設置しないところについて、後程ご説明しますしますが、
0:20:56	保存後というものを作成をしておりますが、補足を取りまとめる際にちょっと記載が不足している箇所があったため
0:21:06	揮発部分ですね、を追記しております。
0:21:11	ホームページの修正点としては以上となります。
0:21:17	続きまして通しページ 24 ページになります。
0:21:21	こちらがコメントナンバーの 67 番に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:28	工事基準書に言及した記載があるが、消防法施行規則に対して、当該基準書を適用して良い理由を説明することということで、
0:21:37	以前審査会後の際に、入れていた資料について復活をさせています。
0:21:45	火災防護審査基準に基づく感知器の設計、4ポツ3としまして、
0:21:50	火災感知器については、23条4項及び、工事基準書に基づいて設置しますが、工事基準書に定める設計について以下の通り、火災の感知に支障がないことを確認した上で適用するというので、
0:22:03	①の面積が小さい箇所ですね。
0:22:07	につきましては、障防法に、
0:22:12	おける適用としまして、
0:22:15	面積が小さい場合につきましては、
0:22:18	針等を超えて隣接する区画に流れ込むまで時間のみが短いため一般建築においても支障がないものと考えておりました東海第2についても同様に、
0:22:28	適用できるものと考えております。
0:22:32	②としまして間機構からの延長距離1メートルがある場合に間つきと。
0:22:38	水平距離が1.5メートル下回る感知器の
0:22:46	1.5メートル以上離れた位置に
0:22:49	設置することを消防法施行規則としては定めておりますが、
0:22:53	感知9、
0:22:54	吹き出し口の延長距離が1メートル以上ある場合には、直接の影響を受けることがないことから、一般建築においては支障がないものと考えております。
0:23:04	ですので東海第2についても一般建築と同様のこと。
0:23:09	いえると考えておりますのでこちらの間、
0:23:13	設計についても適用することで考えております。
0:23:19	続きまして修正点としまして年ページ26ページにあります。
0:23:28	こちらが火災感知器を設置しない区域比較になりますが、
0:23:35	可燃物を持ち込まないに合わせかつ、周辺と区分されたということでコメントNo.53の一環で修正をしております。
0:23:45	あと補足の5ですね、追ってということで前回記載をさせていただいておりましたが、
0:23:53	43
0:23:54	円となりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:03	すべての区域区画を対象に隣接する杭結果から影響を受けないことを 図面写真等で整理することということで、補足の 5 を添付しております そちらが通しページの 46 ページから、
0:24:18	追加をしております。
0:24:23	こちらの見方としまして 1 例として一番初めのページでちょっとご説明い たしますが、
0:24:30	47 ページのところですね。
0:24:33	こちらがFPC逆洗受けた空室というところになります。
0:24:40	不キシノ逆洗うけタンク室につきましても照明設備以外の発火元となる 可燃物が設置されておらず、可燃物管理により、
0:24:47	可燃物を持ち込まないということをして、
0:24:51	FTC客船
0:24:52	9 室内に 10 年分をなくすよう照明電源を切り運用としていることから火 災の発生する恐れがないということで、
0:24:59	こちら、SPCU落選うけタンクにつきましても関連、家財感知器等を設 置しない設計としますということで随時、
0:25:08	いたしまして、具体的な
0:25:11	配置図ですね、プロット。
0:25:14	そ、そちらの拡大のところですね。
0:25:17	で、こちらにつきまして写真をつけて可燃物がないというところで、写真 をお示ししております。
0:25:26	このような形で先ほどですね、補足の 10 の中ほど、
0:25:33	表の中の補足ということで、示していた区域画につきましては、
0:25:41	作成の方をしております。ちょっと本日ですね間に合っていないところ につきましては、追ってということで今後更新をさせていただきたいと考 えております。
0:26:07	はい。説明の方ですね、年ページの 27 ページの方に、
0:26:12	ます。
0:26:19	27 ページにつきましては消防法に基づいて火災感知器を 1 種類設置、 選択する、火災区域区画としておりましたが、
0:26:29	二つ目の、
0:26:31	す。
0:26:32	条件ですね、につきましてジーンアイにちょっと限った記載をしてお りましたが、今回整理をしていく中で、それ以外ですね消防法施行規則、
0:26:43	基づいて考慮しているところがございますので改めて、衛藤先生の方、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:50	説明しております。消防法施行規則 23 条第 4 項、
0:26:55	いいかな。
0:26:56	に掲げる場所につきましては、熱感知器を選定している、選択しているというふうに変更しております。
0:27:17	資料の修正点の説明としては以上となります。
0:27:26	規制庁西内です。規制庁が事実確認進めていきたいと思っております。
0:27:40	はい、衛藤木曾イトウです。説明ありがとうございますと。
0:27:45	まず、
0:27:48	フロート表、前回、ヒアリングやって、
0:27:52	直してきてもらっているんで、その辺を軽く確認したいと思っております。
0:28:01	等、
0:28:02	通しページで言う、
0:28:10	ちょっとページにいきます。どう、
0:28:14	13 ページで熱感知カメラ、
0:28:19	要するに熱感知カメラ等炎感知器だと、この感知機を優先してる。
0:28:26	ということだと思うんですけどこれこういう順番になってるのってどう、どういう理由なんでしたっけ。
0:28:48	元の三つです。衛藤。
0:28:51	こちらでちょっと記載をさせていただいているんですが、
0:28:55	火災防護審査基準の 2 ポツ 2 ポツ 1 の(1)のところの参考のところです、
0:29:02	熱感知、
0:29:04	カメラですね。
0:29:05	につきましては、
0:29:08	記載として炎感知方式や熱感知方式に変えてということで、優先順位としては熱感知方式、煙か、炎感知方式の方を優先した上で、
0:29:21	それが適用できない場合に
0:29:25	熱感知カメラを使用できるというふうにとらえておりますので、そのような優先順で検討をしております。
0:29:34	規制庁イトウそれは、つまり何か審査基準で、参考にも書いてある。
0:29:41	ということだけなんです何かその理由として、
0:29:45	優先順位は、特にその現場の環境がどうかということではなくて、
0:29:54	いや、単純に何かフローとして若干わかりづらくなるなんてのは経営熱を先にがってやってそのあと炎だと、何か
0:30:04	変なことが生じたりするっていうそういうわけではないんですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:14	原電のニイツです。そうですねおっしゃる通り審査基準の中での記載に基づいて、優先順位の方、決めております。
0:30:28	規制庁井藤です。とりあえずわかりましたっけ。
0:30:35	まあちょっとフローのところ
0:30:39	そうすると若干わかりづらくなってしまうのが熱感知方式について、すべての火災感知器等を確認したかっていうひし形があって、
0:30:49	そこで
0:30:53	なんだ。
0:30:55	熱感知カメラは見てないけどそこが、その菱形でYESに行ったりするわけですよ。ちょっと、
0:31:02	ここのひし形は、
0:31:04	書き方を工夫する余地はあるのかもしれないなとは思いましたが、
0:31:09	とりあえずわかりました。はい。
0:31:16	藤ニシウチですけどちょっと認識を確認したいんですけど。
0:31:19	熱感知カメラは、熱感知器のジャンルだと思ってるんですかね。
0:31:25	感知器のもしくは熱感知器でもなくて、今、要は、最初に説明いただいたように火災防護審査基準でも熱、炎感知器または熱感知器に変えて、
0:31:35	という言い方があって、要はどっちのジャンルにも正確には該当しないってようなイメージをしてるのかなって思ったんですけど、それはどういう理解をしてるんですしたっけ。
0:31:47	言い方がちょっと変な言い方になるかもしれないですけど、
0:31:52	熱感知器等炎感知器等、その熱感知カメラだったら、もう普通に熱感知器とこの感知器をまず優先したいっていう思いがあるっていうふうに受け取ったんですけど。
0:32:01	そうではないんですかね。
0:32:04	元のニイツです。そういう考え方になります。だから基本的には熱感知器アナログ非アナログ熱感知器ないしアナログアナログな非アナログの炎感知器っていうのを選んで、どうしてもそれらが使えないような場所があるよと。
0:32:18	という場合にはノダイソベの代替じゃないですけど、大分話題というか、かえてノダ代替として、熱感知カメラを選択するってそういう趣旨ですよ。だからそういう意味で、熱感知器のジャンルに該当しないってことであれば、多分その旨をもう少しフロー上も明確にしておくってことだと思っただいすよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:35	言うなれば今フロー上だと、さっき伊藤が言ったように熱、煙、熱、炎っていう三つじゃないですか。今の原燃の認識としてはそれらとは、それらの中に含まれるものじゃないって別ジャンルなんですよね。であればその旨を明確にっていうことだと思うんですけど。
0:32:49	で、最初に言った優先的に多分熱とか方を優先したいっていう思いはそれは理解はできるので、
0:32:56	高フローの上の正確性っていうところなのかなという気はしました。
0:33:01	元のニイツです承知いたしましたちょっと資料の方検討いたします。
0:33:11	火災対策室のサイトウですちょっと今、
0:33:15	ちょうどそのダイヤモンドで熱奉仕、感知方式についてのすべての感知器等を確認したかっていう。
0:33:22	このことバーについて江藤イマイとから、
0:33:28	適正した方、適正化した方がいいんじゃないかというような、確認をさせていただいたところですけども、これそもそも何を意味し、もう一度確認するんですけども、何を意味してるかなんですけどこれ私の認識ですと、
0:33:42	煙でも熱でも最後のダイヤモンドのところなんですけど、すべての感知器が設置可能であるかどうかを検討しているかどうかという話なんじゃないのかなと。要は感知器が、
0:33:58	どの種類の感知器であったとしても、
0:34:01	要は何かしらつけることができるのであればそれを選択するわけですよね。ぜ何すべてせ、設置することができないとどの種類の感知器、要は
0:34:13	選定したものの中で、どれを
0:34:18	使えないからだから組み合わせとしては外れますっていうのがそれが右側にイマイSって書いてある方だと思うんですけども、
0:34:26	そっちに行くんだという理解だと思うんですけども、もしそうだとすると、このすべての感知器と確認したかっていうのが、
0:34:35	すごく不鮮明なんですよね。
0:34:37	そこをもう一度、意味としてどういう意味を持ってるかを教えていただいてもいいですか。
0:34:45	原燃のニイツです。先ほどおっしゃられた通りですね、例えば、熱感知方式であれば、
0:34:53	表、
0:34:55	8の中で選定の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:59	感知器や建設設備の方を選定してきていますので、それらのすべての感知器について、設置を、この環境条件を踏まえても設置できるかを確認して、
0:35:13	設置できないという判断になった場合にはイエスで次の方の感知器に進むということで分岐を設けております。
0:35:23	火災対策室の齋藤です。要は、
0:35:27	設置できるかどうかについて確認したかっていう要素が完全に抜けてると思うんですよね今のこの。
0:35:35	ダイヤモンドの中の表現は、
0:35:38	というふうに見えるんですけど。
0:35:41	私の方に理解間違ってます。
0:36:25	火災対策室の齋藤です。
0:36:28	要は、ここのダイヤモンドが意味しているダイヤモンドのところで、言うことが何を意味しているのかということ、明確に正確に書いていただきたいってことなんですけどもよろしいですか。
0:36:42	ニイツです承知いたしました。
0:36:49	セイトウです。よろしくお願いします。
0:36:53	それじゃあですね通しの14ページで、
0:37:02	これも日本語の問題なんですけど、煙感知方式のひし形二つ目。
0:37:10	天井が高く、
0:37:12	大空間となっている場所かっていうのは、多分、熱感知方式の一つ目のひし形と同じことをやろうとしていて、で、
0:37:25	煙のほうの二つ目ってアノか、取り付け高さ8メートル以上って書くと違うんだったっけねっていう、平仄の問題。
0:37:34	確認させてもらいたいんですけど。
0:38:37	元の三つです。こちらにつきましても8メートル以上というところで記載しても、条件としては、問題ないので
0:38:49	ぜひ、熱感知器の方に合わせる形で8メートル以上という記載に、ちょっと修正することを検討いたします。
0:38:59	はい規制庁伊藤です。わかりました。
0:39:10	規制庁西内ですすみませんちょっと同じところで聞きたいんですけど。
0:39:14	それで説明を聞き逃したら申し訳ないんですけど、あれ結局、この条件って、何か消防法施行規則の何かこの上記7号の条件だよとかっていう具体的なものってあるんだったっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:39:29	これって結局何から来てる条件なのかっていうのをもう少し明確にしたいですね。
0:39:35	天井が高くかつ大空間っていうかつ条件になってると思うんですけど、他の条件って基本的に消防法施行規則で明確になってる条件だと思っ ていて、
0:39:45	ここはなぜこういう、
0:39:47	古藤が出てくるのかっていうのがわからないんですけど、前回のヒアリ ングで香典の認識に関しての話とかもあつたんですけど、香典認識を選 択するような条件になるんですかねここって。
0:40:00	原燃の新津です。煙感知器に限定して言うと
0:40:07	今年度の認識を選択する条件になります。
0:40:10	規制庁西内ですその際って、天井が高いついていう条件って何か必要な んですか。宛名がよくわからなくて、要はさっき 20 メーターか 8 メートル かって話なんか熱に統一しますって話があつたんですけど。
0:40:22	なんか多分今、原燃が考えてる条件 20 メートル未満ですよ。
0:40:27	で、8 メートル以上に変えると中身が変わるんですけど、その平仄の問題 だけ変えることなのかどうかかわからないんですよ。
0:40:34	何か違う気がしたんですよ消費その関係だけで変えていいものなのか どうかっていうところがよく伝わってこなかった。
0:40:41	そもそも何か何から来るものなのかっていうのをしっかりは説明をして 欲しいんですけど。
0:40:47	だから何を根拠にこの条件が出てきたんですかっていう理由を明確にし ていただければそれで結構です。他の条件ってすごいわかりやすく、 引火性のものとかって、
0:40:58	いわゆる着火したら駄目なので、防爆型のものが使用条件ですよ。
0:41:03	ここだけすごいわからないんですよその条件が不明確なんですよ。
0:41:07	それをちょっと明確にしてみずはカトウ説明をしていただきたいという ところですよ。
0:41:18	もうちょっといいですか。さっきの話聞くと、煙はこう伝聞リスクな んですよ。熱は結局この条件に合致するものって何、どういう感じな んでしたっけ。
0:41:29	熱は熱でこの条件に合致するものってどういう条件なんでしたっけ、ど ういう感じなんでしたっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:37	熱でこの今 8 メーター以上のところと書いてますよね。熱、熱感知器のフローのところ、天井が高く大空間となっている場所からイエスに行くじゃないですか。このYESに合致する感知器って何なんでしたっけ。
0:41:52	原電の新津です。天井が高く大空間となっている 8 メートル以上で熱感知器で合致するものとしては、熱感知カメラのみと。
0:42:05	規制庁西内です。熱の方は熱感知カメラで、煙の方は天井だコーディング認識ですよ。それらは両方とも 8 メーター以上の大空間っていう条件で適用されるっていう理解でいいの。いや普通に考えたら違うと思う。普通は違うと思うんですだって別の感知器じゃないですか。
0:42:22	別の種類の感知器ですよ。だからそ当然して条件も違うのが普通だと思うんですけど、たまたま結果して一緒だったっていうので、平仄を合わせますっていう説明だったら理解できます。
0:42:33	そうじゃなくてただ平仄を理解、説平仄だけそろえますっていうのは、甲斐会長になってなくて、
0:42:40	ちゃんと
0:42:41	ふさわしい侮辱感知器にふさわしい条件なのかどうかっていうところからしっかり説明をした上で平仄そろえる必要があってそろえるっていう回答をして欲しいんですけど。
0:42:50	そこら辺の事実関係を明確にいたしていただいてもいいですか。
0:43:11	原電の新津です。
0:43:14	煙感知キーの取付面高さ 8 メートル以上のところに香典分離式を、
0:43:21	煙、
0:43:23	煙感知器ですね。
0:43:26	そうですね、煙感知器で 8 メートル以上のところに、後天分離式を使用するという選択をしているのが、
0:43:34	平成 3 年で改正で平成 6 年にちょっとされているんですけど
0:43:42	消防庁の予防課長の方から出ている選択基準の通知に基づいて
0:43:48	煙感知器 8 メートル以上のところ、取付面高さ 8 メートル以上のところについては煙感知器は全部に式を選択するということ
0:43:59	選択を考えております。
0:44:01	はい。規制庁ニシウチウダわかりました。だから、合わせますっていうんだったらわかるんですよ。
0:44:08	だって、普通に考えたら煙と熱で考慮する条件違うの当たり前じゃないですか。ていう説明をちょっと明確にして欲しいで、そういう意味で言うと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	天井が高くってというものの香典、煙の方の根拠として 8 メーター以上わかったんですけど、じゃ、
0:44:20	熱の方の 8 メーターというのはどっからきてるんですか。
0:44:25	どういう意味合いで使ってるんですか。さっきの話でいうと、熱感知カメラを使う条件なんですよ多分で考えたら、
0:44:34	わざわざこのフローに出てくる必要があるのかっていうのを含めてちょっと整理いただいてもいいのかなって気はしました要は、さっきの話だと、熱使えない、炎も使えない、全滅だ。だから熱感知カメラなんですよ。
0:44:46	って考えたら、熱のナカノフローで出てくる話なんでしたっけそれって、さっきおっしゃってたじゃないですか。熱感知器の中には含まれないっていう話をしましたよね。だから熱感知カメラの条件が熱感知器の中に入ってくること自体がちょっとそもそもよくわからなくて、
0:45:01	そういう意味でいうと、熱感知器のフローのこの天井が高く台空間というものが本当に熱感知器の中のフローに入ってくるものかっけのはよく精査をいただいた方がいいのか整理をいただきたいなと思ってます。
0:45:13	多分、僕の今、説明を聞いた感じの理解だと、多分このフローに、もう 1 個列が増えるかどうかちょっとあれですけど、要は、熱駄目、このため、じゃあ熱感知カメラって初めて選択肢が出てくるってそういう理解かかって思ったので、
0:45:27	多分この中に熱感知器の中にこの条件が入ってくること自体がそもそもあまり理解ができてないってのが今私の状況です。
0:45:37	そこら辺をちょっと整理して熱のまず、この条件が出てくる理由はちょっと目か。出てくる必要があるんだったらちょっとそこも含めて説明をしていただければと思います。
0:45:48	県連のニイツですちょっと記載内容を検討して修正いたします。
0:45:54	規制庁西内ですちょっと、まさに板井北井で煙の方に戻るんですけど、煙の
0:46:00	今 20 メーター未満、天井が高く台空間となっている場所から 20 メーター未満はこれ 8 メーター以上に修正がされて、その出典っていうのはさっきおっしゃった消防庁からの
0:46:11	なんか通達ですかね。そういったものをベースに考えているっていうことはわかりましたと。で、大空間っていうものはどのようなイメージで使うようなか今みたいな形で何か根拠があっけこういうメルクマール使えませうっていうものがあればちょっと説明をしていただきたいんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:29	あれですよ全部認識って言うなれば端から端で割と柔軟に使えるじゃないですか。だからそこは
0:46:37	そういった何て言うんですかね消防庁から5年とかそういうものじゃなくて、原燃の中でこういう場所についてはこういうふうに使おうと思ってますっていうふうに考えがナかるんであればそれで結構ですし、何か明確なメルクマールがないので、それはそれで結構です。
0:46:50	どのようなイメージで使うのかっていうところですね。
0:46:55	元のニイツです。電文認識につきましてはハセガワ橋で光発生側とリトル側でその間にし、干渉するものがないようなところについて灯台空間としてそのようなところに適用することで考えております。
0:47:18	江藤。具体的に言いますとオペフローのところ、障害物がないというところでそのようなところに適用することで考えて、
0:47:26	規制庁ニシウチですアノだからこっちの大空間の方については何か明確に例えばアンリュウな平米以上とか、そういった何か明確な基準があるわけではなくて、例えばオペフローのようなところに適用するような条件、
0:47:38	いうなればその個別個別にそこは考えていくってそういうイメージですかね。
0:47:44	原電の新津です。そのようなイメージになります。
0:47:47	はい。規制庁西内です。わかりました。そういう意味では各条件、根拠っていうところ、何から来てこう、何から考えてこういう状況を設定してるのかっていう趣旨はちょっと明確に充実をしておいていただきたいんですけども。
0:48:01	さっきの消防所長ですかね、記載とかも含めてちょっと明確に、まず事実関係をしっかり説明をしていただければと思います。よろしいでしょうか。
0:48:11	出野ニイツです承知いたしました。
0:48:18	衛藤規制庁イトウ列。
0:48:20	ちょうど今大空間の話が出たんですけど加来委員次構成リヒョウの61番で、別途説明するっていうので今、資料になっていて、これは、
0:48:33	この後何かを出される予定だ。
0:48:39	今説明があったような内容以上の何かがありますか。
0:48:48	原電のニイツです。こちらにつきましては説明の内容としては先ほど説明した内容になるんですが、図面等をちょっと用いて、説明の方させていただきたいと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:02	それは次回以降ということをお願いします。はい。
0:49:06	と、次に行きまして、
0:49:10	ですね。
0:49:17	と、
0:49:18	今回表 9 で、区域区画の分類が 1 から、
0:49:26	9 までになりましたと。
0:49:29	で、
0:49:31	⑥と⑦、どちらも常設低圧代替注水系ポンプ室っていうのが書いてあるんで図ですけど、これ、これ、⑥の方の、
0:49:43	⑦の方のやつはこれ別々の区域区画なんですか。
0:49:54	元例の三つです。区域としては一つの区域になっておりましてその中で価格がいくつかに分かれておりますが、
0:50:02	8メートル位を超えるところにつきましては、ハッチが開放になっている箇所がありましてそのようなところについては 8メートル以上ということで
0:50:15	半月。
0:50:16	で始め、それ以外のところにつきましては 8メートル未満ということで熱感知器を設置する設計としており、
0:50:30	規制庁イトウリすみませんちょっと聞き逃しちゃったんですけど、常設低圧何とかポンプ室っていうのは、一つの区画、
0:50:38	だけれどもその中で、8メートル未満と以上の部分がある、それぞれこういう置き方をしてるってそういうことですか。
0:50:46	原燃の新津です。すいません。カクウで一つの区画は何個かあるんですけどその中の一つの区画の中に、8メートルを超える場所があるので、そのような場所につきましては、保管月を適用しております。
0:51:00	はい。土岐セト伊藤です。わかりました。
0:51:06	区画番号とかってわかります。
0:51:15	原電の新津です。以前お示した表の方ですかね表の方ですと、
0:51:27	架空の番号としましては、の 14-1 から 4 というものが、
0:51:34	常設低圧代替注水系。
0:51:36	ポンプ室というところに該当しまして、
0:51:48	表の方でいきますとちょっと 7 月、
0:51:53	先月お出したものの通し番号なんですけど 218 ページのところですね、で、
0:51:59	図の方が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:02	234 ページになります。
0:52:27	冬季すべてそれで 8 メートル以上ってというのはどこのことですか。
0:52:32	原燃の新津です。234 ページの図の方で申し上げますと、
0:52:37	－14－1 というところで階層が四つに分かれておりますが、
0:52:44	この中の下の三つ並んでるところの一番右の EL－18.5 のところの
0:52:53	左側ですね、の真ん中あたりに開口部の記載がございますが、こちらのところが、8 メートルを超えておりますので、
0:53:01	炎感知器で監視する設計としております。
0:53:14	はい。江藤わかりましたありがとうございます。
0:53:16	それじゃあすいません次に行くんですけど
0:53:21	表中、通しの 21 ページですね。
0:53:27	これ、
0:53:30	黄色でいくつか修正されてるんですけど、一応前回供給との対応づけってところ。
0:53:39	をお願いしていて、
0:53:44	分類Cわあ、表 9 の⑥から⑨っていいんですかね。
0:53:55	原電の新津です。そうですねCについては 0。
0:54:00	標準のCにつきましては表 9 の⑥から⑨になります。はい。であれば、標準にそれを、
0:54:08	文字で書いていただくと対応がわかりやすいかなとそういう意識があるんですけど書いても、
0:54:16	できますか。
0:54:17	ジンノニイツで所持者しました該当場所のところにちょっと記載するようにいたします。
0:54:22	はい。
0:54:23	瀬戸イトウです。わかりました。
0:54:27	それからですね次のページ、標準補足
0:54:35	ちょっと
0:54:37	何か前回の資料に載っていた部分がなくなっていたり、
0:54:41	前回なかったものが増えていたりするんですけど、
0:54:45	個別のところはどうこうという何か、
0:54:48	何でこんな修正が入ったんですかねってところが気になってしまって、これはどういう、
0:54:56	どういう理由なんですか。
0:54:58	前回、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:00	から今回でなんでこんな変わっちゃったんですか。
0:55:31	現在ヒロキです。
0:55:34	具体的に今回、実はずばり言います整合性がちょっと図れていなかったっていうのが、ずばり回答になりまして、その整合性とは何かと申しますと、
0:55:46	今回お付けしています補足の 5 を整理しています。
0:55:50	この補足の 5 で
0:55:53	衛藤、名称でどこどこ、どこどこ室とかどこどこエリア。
0:55:59	名称がずばり書いてあるんですけども、
0:56:01	それを取り込んでいく上で表示大変申し訳ございませんけど標準の記載、こちらが一応足りなかったということがありまして、適正化を図っているものになってます。
0:56:29	はい。
0:56:32	とりあえずわかりました。はい。
0:56:36	それから一、次に行きますけど、
0:56:42	等、
0:56:44	一応、
0:56:45	私からは、フロー表関係はこのぐらい。
0:56:53	かな、このぐらいですね。
0:56:55	すいませんちょっと確認事項整理表の方。
0:56:59	に書いてもらってる内容。
0:57:01	確認なんですけど、
0:57:04	54 番で許可申請書の記載。
0:57:08	書いてもらってますネット。
0:57:11	二つ、
0:57:19	とパワーアップ。
0:57:21	パートだと、ちょっと通し 12 ページのところか。
0:57:25	二つ目の文キー。
0:57:28	について本文と天発とそれぞれ、
0:57:32	会確認事項整理表を書いてもらっていて、これってあれですかね火災なんだっけ、火災防護。
0:57:40	対策を講じる対象はこれこれですっていうのが書いてあるところ。
0:57:45	ですよ。
0:57:48	現在のニイツです。その項目になります。はい。瀬戸イトウです。これ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:58	DBのところしか書いてなくてですねSAも、フローのひし形では書いてあるので、SMを、
0:58:06	ものすごい
0:58:08	ここに回答整理表で書いてもらうのは適切じゃないかなと思うんですけど、現に三つ目の分岐の方では、SMを引用してもらっているところですし、
0:58:27	今私が言ったところは、
0:58:30	大丈夫ですか。
0:58:36	原電のニイツです。設置許可の記載の方なんですけど、デービーとしまして
0:58:46	発電用原子炉施設として、かさ防護上
0:58:50	金、安全停止だったりっていう機能を持っている機器と、そういう機能を持ってない機器っていうのはもちろんありますが、SAとしましては、SAはそこで機能持ってる機器持ってない機器っていう分別がなくてSAはもう全部をやるので、
0:59:06	そのため、あれですね、設置許可の本文テンパチの二つ目の分岐の条件としてはSAは、
0:59:14	引用していない。
0:59:16	ものに、
0:59:18	規制庁井藤です。まさにSAは全部対象ですっていうところを書いてある場所があるはずなので、そこが対応する部分なんじゃないかなと思ってんですけど。
0:59:31	そうですね。現在のSsそうですねSAが全部対象ですという記載は、あると思いますので、そちらの紙そしたら、コメント回答欄のほうに追記、その該当箇所を追記する形で、
0:59:44	回答することよろしいでしょうか。
0:59:48	はい。まずご確認いただいた上でお願いします。はい。
0:59:52	ジンノニイツです承知いたしました。
1:00:04	はい。
1:00:05	一応、
1:00:06	フロート表について
1:00:09	あと、確認事故整理表について、私からは以上ですけど。
1:00:14	じゃ、
1:00:24	規制庁西内です。ちょっと何点かなんですけど、
1:00:30	屋外の話なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:00:34	当社の 13 ページのフローの方で言うと、
1:00:38	結局ですねさっきの説明の中で屋外開放とかってちょっと明確にしましたって話があるんですけど、依然としてちょっとわかりづらさ残るなというのがちょっと正直な感想で。
1:00:49	ちょっと
1:00:51	私の聞き説明聞いて理解なんですけど、13 ページの表の、多分ここの菱形のボックスが、
1:00:58	これ設置場所は屋外かっていうより、消防法の適用対象外か否かどうかっていう、分岐なのかなっていう理解をしたんですけど、認識は違いますかね。
1:01:10	要は、
1:01:11	適用対象外ってところが、屋外開放の屋外の場所と、あとは、
1:01:18	そのタンク地下タンクの多分ふたパターンあるっていうそういう理解をしたんですけど。
1:01:25	その理解はまざってます。元のニイツでその理解で合っております。
1:01:32	規制庁西内です。であれば何かわざわざ屋外かどうかっていうわざわざ何かを、その屋外開放というのに多様なワードを使うというよりはもう端的に障防法の対象なのかどうかっていうそこで分けちゃえばいいのかなっていう理解をしてました。
1:01:46	ちょっとそこちょっと屋外と屋外開放の関係がやっぱり理解しづらくて、ちょっと少しそこら辺能勢の状況は精査をいただければなと思うんですけど。
1:01:58	原電の新津です。分岐のところについて、
1:02:02	分岐の条件につきましてちょっと記載の方検討させていただきたいと思えます。
1:02:08	規制庁西内です。ちょっともう少し期間でそれで、なぜそこもちょっと疑問だったのかっていうと、10 年の 20 ページの方なんですけど、
1:02:21	屋外開放のっておっしゃってる部分の、この定義って、
1:02:28	何かここの開放のっておっしゃってるのがちょっとイメージがまだしづらいなというのが正直な感想で。
1:02:35	天井がないとか多分そういう意味ではないんですよね。天井がないっていうのとイコールなんですかね。
1:02:40	開放って要は
1:02:43	トンネルみたいなものがあつたとしてそれは屋外開放になるのかっていうのがよくわからなかった。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:48	原電の新津です。衛藤。
1:02:51	意図としましてはオクが開放は天井がないところになります先ほどおっしゃられたトンネルみたいところはちょっとそういうものには該当しないことで考えております。
1:03:00	規制庁西内です。そういう意味でいうと、何て言うんですか、端的に天井がない場所って書きゃいいんじゃないのかなっていう気も。天井が開放されてる場所って書けばより明確な気持ちがありましたし、
1:03:10	少しの屋外っていう多分ワードが何か、
1:03:14	わかりづらいんですね。
1:03:17	屋外オク設置場所が屋外カーでいって屋外開放かってそれイコール何が違うのっていうのがよくわからなかった。さっきのイメージだと天井がない場所ってそういうことなんですよ。だからそこを明確化するっていうのもあると思いますし、
1:03:29	もう一つは、地下タンクの方なんですけど、こうやって屋外にある地下タンクってことですか。
1:03:38	例えばですけど、あ、すみませんちょっとまだ全体像を私把握できてないんですけど、島に行ってその建屋の
1:03:45	中に、地下タンクとして何か増設するとそういう場所は特になんかという理解でいいですか。建屋というか例えばですけど、地下タンクの
1:03:54	マンホールがあって、その上が何か要は入口なんかちょっと小屋みたいになってるとか、それをそういう場合も屋外にあるのかどうかっていうのがわからなくて、そういうのはまずそういう場所はないんです。全部屋外にマンホールがあって、
1:04:07	その下にあるんですけどいうそういう理解でいいのかっていうところからまずちょっと確認したいんですけど。
1:04:14	原燃のニイヅです。東海第2としましてはマンホールの上のところとその上屋みたいのがあるところはなくて、はい。すべて先ほどの言葉で言うと天井がない場所になります。
1:04:26	わかりました今載っているものの方、そういう、そういうものだっていう理解できたんですけど、どっちかっていうとだから上屋があるやつを久我オクが屋内に入ってるってそういうわけではなくてそもそもないってことです。
1:04:37	そういう上屋があってその中に地下タンクがあるような場所がそもそも等々にゃはないっていうそういう理解でいいですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:59	現在ヒロキでございます。今の地下タンク等もされているのは、燃料用可燃物燃料なのか、水なのかっていうところになりますと燃料は、
1:05:10	規制庁ニシウチサノinカセまたは発火性の雰囲気形成する恐れがある場所に該当するタンクが、オク、いわゆる上屋とかの屋内の地下タンクとしてあるかどうかという質問の仕方っていう
1:05:24	原電のニイツです。東海第2としてはその上屋があった状態で、地下タンクになるようなところはあります。
1:05:34	規制庁西内です。わかりました。
1:05:38	わかりました。
1:05:39	まだそういう意味でも地下タンクの方を屋外側に入れてるってそういうことですね。わかりました。あともう一つは、
1:05:47	ちょっとこれは、さっきまでの話とちょっと毛色が違うんですけど、
1:05:52	地下たその地下タンクって、火災区域区画としてはどういう設定になってるんだったっけ。
1:05:59	要は、地下タンク自体が火災区域区画と設定しているそれともそのマンホールの部分、上のマンホールの部分を、いわゆるその屋外区域として設定しているっていう意味合いなのか、ちょっとその設定の仕方をちょっと。
1:06:13	確認したくてで、何でこれ聞いてるかっていうと、
1:06:17	これ区域区画ごとの
1:06:19	設計ですよ。
1:06:22	その中で地下タンクっていうものがそれと同じ並ぶものとして出てくるかどうかっていうのがちょっとよくわかんなかった。
1:06:27	天田区域区画等に含まれるものな設備ではなくて区域区画として含まれてるって理解で設定してるって理解でいいんですよ。
1:06:34	実際に今図面についてましたっけ。ちょっと後で説明をちょっと各確認をさせてもらえばと思うんですけど。
1:06:46	原燃のニイツです。図面としましては今回お出ししている通しページの29ページのところで断面図になるんですけど、
1:06:58	ちょっと赤い線とかも、区域の線は引いていないんですが、
1:07:02	慶長タンクを例で挙げてまして、こちらのその乾燥図なん充填されてるところを火災区域として、
1:07:11	設定しています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:15	エリート部分が境界になっているのか、タンク部分が境界になっているのかって言うと、今の砂砂って意味だとどっちも取れるのがちょっとよくわかんなかったってことです。
1:07:24	原電の新津です。図面で示してるコンクリート部分が区域の境界となります。
1:07:30	明日ありがとうございます。そういう意味でいうと外部マンホール開けたらもう屋外みたいなものでそれが屋外環境と、屋外の火災区域区画として扱っているってことです。
1:07:39	はい。江藤元のニイツでその通りになりますちょっと補足させていただきますと、先ほど2種類の図面を示している図面の中で、236ページのところで、
1:07:53	区域の線を引っ張った
1:07:56	いますが、ちょっとこちら可搬型設備を、軽油タンクのちょっと例になりますが、このような形でコンクリートの外周で空気の方を切っております。
1:08:20	規制庁西内ですわかりました。そういう意味でいうと、そこまで確認できて理解できたんですけど。だから、屋外としては両方とも扱っていて、
1:08:30	そういう意味でいうとあれかもしれないですね最初のひし形で消防法の適用対象外かっていうフローなのかっていうふうに
1:08:38	それでもいいと思いますし、なんならさっきの屋外開放っていうワードをもう単純に天井がない場所で考えてるんだそう書けばいいのかなっていう気もしましたし、ちょっともう少しそこは具体化、明確化を図っておいていただいてもいいですか。
1:08:51	知念の新津です。承知いたしました。
1:09:03	えっと火災対策室のサイトウですね今の部分についてちょっと認識、事実関係をちょっと確認したいんですけど、その一つ前の通しの19ページのところで、
1:09:16	今回⑥番というのと⑦番っていうのがあるんですよね。で、そこ、
1:09:24	一般化屋外なんだけど、
1:09:27	今の言い方でいうとですね、屋外なんだけど、一般火災区域火災区画っていう用語を使ってるんですよね。
1:09:35	この一般火災区域火災区画っていうのは、
1:09:40	何を意味してるのかっていうのを確認したいんです。いわゆる一般のその建築物、ここで言うところの表でいうと5番までのオクないと言っているところについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:54	いわゆる建築基準法上の建物ですということで建築基準法上の建物っていうのは、
1:10:02	屋根があって、柱があって、壁があると、
1:10:08	というような話だと思うんですけどね。この障防法の下が障防法の屋外のところで言うところの一般火災区域っていうのは、これは何を意味してるんだったっけっていうの。
1:10:22	今私の認識の話に基づいていると、何があるところなんですかねというところをすいませんちょっと教えていただいてもいいですか。
1:10:57	現在ヒロキでございます。先ほどお見せしました 200、
1:11:03	図面のなかーそうで 234 ページ
1:11:07	以前、7 月にもご提示させていただいている。
1:11:24	これで申し上げますと、
1:11:27	通路というかどうかというか、何も無いところですね、ものとしては、単にもう本当に
1:11:34	設備等が置いてないようなところ、
1:11:37	こういったところが一般区域というように、
1:11:42	火災対策室の齋です。そういう観点ではなくって、要はさっきのアノニシウチから確認させていただいた屋外開放という言葉と併せて考えたときに、
1:11:54	要はこの一般火災区域っていうのは、建屋じゃないんだけど、その空間の側からするとですよ、天井が天井があって、柱があるかどうかは別として、壁があるような、
1:12:07	そういうような
1:12:10	いわゆる屋内で言うところの一般火災区域と同じように扱えることもできる空間を指してるっていうことでもいいのかどうかっていうのを確認したかったんですけどね。
1:12:23	もしそうであれば、それって一般火災区域で、屋外、屋内は一般火災区域なんでしょうけれども屋外で消防法の適用外になってるところは一般の火災区域って言えないと思うんで、
1:12:35	きちっと捕捉しとかないといけないと思うんですけども、きちっと適正、適正化、そういった補足等をつけて適正化していただきたいんですけどもよろしいですかね。
1:12:48	原電の新津です。承知いたしました。名称としては一般としたままちょっと注釈で屋内と差別化する形で記載をさせていただきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:59	はい。火災対策室の齋藤ですってそうするとね、その次のページにある⑧番の屋外開放って言ってるやつが、何が開放されてるんですかって話でパターンは大体大きく二つあると思うんですよその天井がないって今その御説明のパターンと、
1:13:14	あと壁がないと。
1:13:16	いうパターンもあり得るんだけど、それを、東海第2の中であるかどうかという話を踏まえてそこをきちっと適正化すれば、それがおのずときちっと
1:13:28	説明している話になると考えるんですけども。
1:13:34	考えるというかそういうふうにとらえられるんだらうなと思うんですけどもちょっとその部分屋外開放という言葉と併せてですね一般の
1:13:43	火災区域、屋外の一般火災区域というところのですね用語をですねきちっと何にしているかを整理しておいていただきたいんですけどもよろしいですかね。
1:13:53	原理の三つです承知いたしました。
1:14:00	はい。規制庁西内です。
1:14:03	後付けで土佐さん、歩道、周辺と区分の意味合いなんですけど、
1:14:10	これはもう二者択一そうなんですけど、物理的に区分なのか、もしくは、例えばそこに線ひいて、はいここじゃこういう区分ですっていう、要はエリアとして扱いますっていうような物理的に区分されているのかそうじゃないのかっていうとどういう意味合いで区分して使ってるかっていうところを確認させてください。
1:14:31	原燃の三つです意味合いとしましては後者の線を引いて区分として設定をしているというところに
1:14:40	うちですちょっと考え方を明確に記載をしておいていただきたいんですけど、少しちょっと
1:14:45	火災バックフィットのそもそも趣旨を多分、意見聴取つか言っって、原電さんも出られてました。
1:14:56	4、出てないでしたっけ。ちょっと火災バックフィットって多分事業者と意見徴収会をやって2回ほどやっていて、その中でもこういった話の話で出てるんですよ。
1:15:06	その時のちょっと説明はちょっとしっかり理解をした上でちょっと説明をいただきたいと思うんですけど、今回の火災バックフィットって、要は一つの部屋が例えばありましたよと。その中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:17	網羅的に置かれてなかったって話がきっかけになってるわけですよね 2種類目が、
1:15:22	で、その中でオクを置かないって必要ですかどうですかっていうの意見聴取会のときのやりとりをしてるんですけど、例えばですよ。
1:15:30	その部屋の中の一部分は可燃物が何もないから起きません。だからそこは感知しなくてもいいんです。でもすぐそばには可燃物ほかにもありますって言った時にそこを置かなくていいということの確かさとかどうなんですかねとか、そういうやりとりをいろいろしていて、
1:15:44	だからこの物理的に区分、区分っていうものの考え方はどういう意味合いで、
1:15:52	日本原燃として使う条件に入れてるのかっていうのを含めてちょっとしっかり説明をいただきたい。
1:15:57	と思ってます。
1:15:59	私のイメージ的には、いうなれば、前提条件だと思っていて、いわゆる確実に火災が発生しない場所っていうことを説明したいなと思うんですよ。その中で、いわゆるオープンスペースで、
1:16:10	誰、誰も彼が何か生き管理するような場所で、果たしてそういう確実に火災が発生しない感知しなくていいなんていえるのかっていうそういう前提条件的な意味合いなのかなというふうにはちょっと思ってたんですけど。
1:16:21	何か聞いてるとなんかちょっと違うのかな。要は、
1:16:24	確かに管理しますっていう線を引くって意味でいうと何か若干違うのかなっていう気もしますし、
1:16:28	ちょっとまず日本原燃としてどういうふうに考えてるのかっていうのはちょっとわかるように説明をいただきたいと思ってます。
1:16:33	要は区分っていうのはどういう意味合いで使ってるのか。
1:16:37	それはなぜそういう目的で使ってるのか。
1:16:41	よろしいでしょうか。
1:16:45	瀬野ニイツです。承知いたしました。
1:16:48	はい。規制庁西内です。続けて工事基準書の話なんですけど、
1:16:55	通しの 24 ページですね。
1:16:59	最終的に基本設計方針とか申請書とかでどういう説明されるのかっていうに繋がる話なんですけど、
1:17:07	現状、この 2 パターンだけ、要は工事基準書ってたくさん書いてありますよねいろんな設置方法が、現状この 2 パターンだけをもう適用しよう

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>とっているのか、それともほかのパターン、これあくまで例示なんですと他のパターンも考えてるんですってということなのかその位置付けをちょっと説明いただければと思います。</p>
1:17:26	<p>元の三つです。東海第2としましてはその2種類ずつつけるところというのはこの2パターンで考えており</p>
1:17:35	<p>はい、規制庁西内です。ただそれは今あれですよ、言うならばのもう、現存する火災区域区画あるわけで、そこに対して設計を検討したらこの2種類、2パターンは適用しようと思っている。</p>
1:17:46	<p>ていうのを今説明いただいているってことだと理解したんですけど、仮にですけど、今後設計さんとかで実際に詳細設計を現場でしていくってことになると思うんですけど、その時に、仮に出たとして、それは同様に適用しようと思っているのか、それでも変更認可としてまた改めて申請をしようと思っているのか。</p>
1:18:04	<p>そういったところもちょっと含めてこの基本設計方針とか、添付資料とかそういったところで具体的にちょっと説明をいただければと思ってます。</p>
1:18:13	<p>要は、どういう意味この2パターンだけを適用するっていうふうな申請をしたいのか、どんな例示なのかあくまで、</p>
1:18:21	<p>レーザーのかって言ったときにはどういう素性条件として記載するかっていうことに繋がると思うんですけどそういったちょっとスタンスを今後しっかり、事実関係まずどう考えてるのかっていう説明をいただければと思ってます。</p>
1:18:33	<p>最終的には基本設計方針とかでそういったことはどう考えてる方が明確になっていくのかなあとというふうに思っ読めるようにはならないといけなかなと思うんですけど。</p>
1:18:42	<p>はい。</p>
1:18:43	<p>今後のどのタイミングでも結構ですねちょっと明確にしておいていただいてもよろしいでしょうか。現状はこの2パターン考えてるってことは理解したので、</p>
1:18:51	<p>平均点のニイツです。承知いたしました。</p>
1:18:54	<p>規制庁西内です。あと私具体の図面とかに行く前にはちょっと最後なんですけど、</p>
1:19:00	<p>1種類等2種類能ところのところなんですけどね。</p>
1:19:10	<p>と27ページ。</p>
1:19:13	<p>27ページ通しの27ページのところで1種類の方だと。</p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:19:17	黄色マーカーしてもらってるように消防法施行規則の23条4項2の(1)を、記載いただいている、この中にももちろんジーンアイとかそういったもの全部含まれるじゃないですか。で、
1:19:29	こっちのフローだと、何かそれらを考慮している。
1:19:31	そのフローに入っている。
1:19:33	何か考慮しているんで、
1:19:35	2種類の方、
1:19:38	もう
1:19:40	17ページを見ると、
1:19:42	それらってこのフローに入っていないんですよ何か注釈的にその外に書かれてるじゃないですか。
1:19:48	あれってだから、何か違いがあるように見えちゃうんですけど。
1:19:54	要はこれこれって、1種類しかオカない場所には実際にジーンアイとか腐食性のガスとかそういったものに該当する場所があるのでフロー上入れている。2種類の方は1種類。
1:20:07	は除いた上で他の部分ってなってるので2種類のところにそういうのは考慮する場所がなかった。
1:20:12	ていう意味合いで使い分けてるってことでいいんですけど。
1:20:15	原電の新津です。そういう意味合いになります。
1:20:20	規制庁ニシウチですごくありましたと。
1:20:23	わかりました干波なんですけど、じゃあ1種類しかオカない場所で仁愛とかが発生する場所ってどういう場所をイメージ、どういう場所を考えられるかだけちょっと説明をいただいてもいいですが、それ、今後の図面、説明いただく時にあわせて説明いただければと思います。
1:20:37	ちょっと次に具体なちょっと図面とか、ちょっと確認を進めていくと思うのでその際にもこういう場所が仁愛発生する場所として1種類で考えてますというのを説明いただければと思います。現在のニイズ承知いたしました。
1:20:49	はい。違いがあるということで理解しましたありがとうございます。
1:20:53	一応具体的な図面とかに行くまでの範囲だと私以上ですけど追加で何か確認しておきたい点あります。
1:21:14	火災対策室の齋藤です今アノニシウチから確認させてもらった27ページの、
1:21:21	2種類のときのフローなんですけど、
1:21:24	ちょっと念のための確認なんですけどね、細野幹事。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:31	高さ 20 メートル未満のところ 2、このパターンだとつけてませんっていうことになってるんですけども、それはもうそれで大丈夫ですかね要は 20 メートル以上のところがあったりすると、
1:21:45	要は考え方として、
1:21:49	今おっしゃってることと違うじゃないですかって話になっちゃうんですけど、本当に炎感知器ってその条件だけなんですかねっていうのをちょっと、今はですね、確認してる話は今熱感知器のところ、
1:22:02	今今回今 5000、5、
1:22:06	確認させてもらったような、幾つかの条件があったりして、要は熱感知器、これで選定しますよって話なんですけど、それに多様な話で、どうしても本郷を選択せざるをえないような場所って、20 メートル未満のところには本当にはないんですねっていう、その、
1:22:23	綺麗に分かれてるんでわかりやすいつちやわかりやすいんですけども。
1:22:27	本当にそういう設計になってるのかなっていうのが、ちょっと。
1:22:33	確認をしときたいなってそれだけなんですけどね。
1:22:36	今一度ちょっと確認してもらっていいですか、事実のはな、要は現場で、どのような対応をされるのか設計されるのかっていう話と、
1:22:46	このフローチャートは、
1:22:48	要は一応合ってるってことを確認しておきたいんですよねっていう、それだけなんですけどね。
1:22:53	今多分該当するのが難しいのであれば、また
1:22:57	現場のその図面を確認説明していただいたりしている時のナカ間にちょっと確認して追加で回答いただければと思ってんですけどよろしいですかね。
1:23:19	原電の新津です。現状、その博士把握というか設計している中では 20 メートル超えてるところに炎感知器を設置することで設計はしております。
1:23:32	一応、しっかり確認した上で、ちょっと、
1:23:36	いただきたいと思います。
1:23:39	よろしくお願いします。あと先ほど西内からも話させていただきました通りちょっと熱感知器の上にあるダイヤモンドに該当する条件のところ、
1:23:50	これいくつか
1:23:53	後から図面と一緒に確認させていただきたいところがあるので、すいませんが、それだけまたよろしくお願いします。あとですねちょっと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:01	これが要は環境条件とかとどうこうって話のところで1個確認したいところがありまして、て通しのページと17ページの表はちいのところをちょっとか。
1:24:11	確認させていただきたいんですね。
1:24:18	これ事実関係の確認だけなんですけど、環境条件って言うときに、一つ目の矢羽根のところには、温度とか、湿度の話が一応入ってることは言ってんですよね。
1:24:33	その下の表8の中で考慮すべき環境条件の中にはこの温度とか湿度の話が入ってなくて、
1:24:41	この辺のところで、そういう温度とか湿度に関係するものに、の類については、そういうものはありませんと。
1:24:50	というような表記になっていて、これ読み方なんですけど、要はその考えるときに、温度とか湿度っていう条件は、とりあえず環境条件としては見ていると。
1:25:02	いうことでその中で東海第2のオリジナルのその現場に合わせた設計の下、方針としては、温度や湿度に関する類のものは、
1:25:13	ないんで、要は説明から除外しているというような、読み方で良いのかどうかということを確認させてください。
1:25:23	原電の新津です。こちらのページだと元のところでは審査基準に基づいて
1:25:30	考慮すべき環境条件を記載した上で、
1:25:33	これらについて投入として検討した場合にその温度だったりっていうのは、1度考慮するんですけど、
1:25:41	それによってその選定が変わるところがないので当人として考慮すべき事項として、
1:25:49	マダイ空間等々の4種類のことを間考慮して、選定を行っていますという
1:25:56	内容となります。
1:25:59	はい。ありがとうございます。で、続いてもう1点読み方の確認だけさせて欲しいんですけど次の17ページの表9のところ、すいません通しの18ページで表9のところですね。
1:26:12	ところで、こっちはあれですよと組み合わせの話なんですよね。なんですけどこれは要は選定の話と違って組み合わせのときには、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:23	水蒸気の話であるとか温度の話であるとか湿度ですね、湿度温度の話は、1 提案を考慮して要はつけられるんだけど実際に組み合わせるときには、
1:26:34	その特性に応じて考慮しますという位置付けでこの部分は書いてあるということでもいいんですね。
1:26:41	元の日通ですこちら、18 ページで書いている設置環境の温度等につきましては誤作動防止のところで考えている内容となりまして、
1:26:51	周辺の例えば、本日、
1:26:55	修正したところと言えば
1:26:59	熱感つきですね、サーミスタを使っているので周囲の温度だったり引火点等々を考慮して設定を行いますということ、設置環境を考慮しておりますということで、あとこちらは温度を記載しています。
1:27:12	火災対策室のサイトウで再理解いたしましてありがとうございます。
1:27:23	はい。とりあえず図面の確認の前に、確認しておくことは私からは以上ですけれども、
1:27:36	火災対策室の田部です。
1:27:38	殊通しの 19 ページのところで、ちょっと質問ですけど、
1:27:46	すみませんこれは単なる疑問なんですけど、海水を、屋外のところですねか緊急用海水、
1:27:54	ポンプピット。
1:27:55	なんですけど、
1:27:57	これって、
1:27:59	多分スラブの中に海水管の満たされた配管が通っててっていうものかなと思うんですけど、
1:28:09	こういうところって、何か今まで見てきたりとか、したところ、結構結露とかそういうのが発生してるところが多かった気がするんですけど。
1:28:20	ここについてはそういう問題はないという認識でよろしかったんですか。
1:28:40	エンドウヒロキでございます。申し訳ございません即答ができないちょっとエリアというか、これから 2 になります。
1:28:50	環境条件としましては一部のパトロール等ですね、人が通るところ、そういったところについては排風機等を設けるようにはしておりますってのは煙が逃げるように、
1:29:00	するように考えております。
1:29:03	当該ピット等のところで先ほど申し上げた 234 ページですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:10	通路部にあたっては、申し訳ありませんちょっと関係についてちょっとまだ
1:29:16	どうしてるかっていう、古藤で即答できませんので確認した上で回答させていただきたいと思ってます。
1:29:25	タナベですけどすいません今おっしゃってたところで常設低圧代替注水系ポンプ室の話ですかね。私が質問したのって緊急用海水ポンプ品と室。
1:29:36	申し訳ありません。次のページになりますけどもここも同じちょっと確認させていただきたいと考えてます。
1:29:48	火災対策室タナベです。はい。この表の一番右のところの誤差と防止対策のところも、初めから有効性が引いてあったので、
1:30:00	もうもう全然検討することなく、もうここは結露とか発生する恐れがない、ないっていうようなそういうふうに見えましたので、ちょっとその辺だけ再確認させていただきました。
1:30:11	また確認をされた後に記載等の見直しをお願いしたいと思います。
1:30:21	続きまして、
1:30:26	通しの 22 ページの表。
1:30:37	すいません通し 22 ページ、表中、補足のところなんですけど、
1:30:43	前回ちょっと 1 点ですね、
1:30:47	指摘をすいませんコメントと言ったところ、
1:30:52	以外にもいろいろ追加等をしていただいたのかなと思います。で、
1:30:59	前回の資料の、
1:31:02	補足。
1:31:03	すごい、補足 5 でしたっけ、あれ。
1:31:07	うん。
1:31:11	すいません。
1:31:14	7 月 28 日の資料の別添 7 の区画区域架空の表と、
1:31:22	ちょっと、
1:31:23	突き合わせてみたんですけども、
1:31:26	例えばですけど、
1:31:31	えーとですね。
1:31:35	前回の
1:31:37	別添 7 ってございますかね。
1:31:42	これの 214 ページの、
1:31:45	ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:51	Rw-1-1 廃液サンプルタンク室っていうのが、
1:31:57	こちらに、
1:32:00	表中でいうと一番左の
1:32:03	下から3番、3行目のところにあるんですか廃液サンプルタンク室なんですけど、これが区域区画番号でいうと、
1:32:13	現地、非消防法に基づき、感知器を設置する区画というふうに、こちらの区域区画表ではなっています。設置しないと言いながらも
1:32:26	オクっていう分野、それは構わないんですけども、その一方でですねこちらに載っていな
1:32:34	区画区域区画で、
1:32:37	感知器を設置しないというところも、ちょっと何点か見受けられましたが、この辺については、またあれですかね精査をしていくということでしょうか。
1:32:51	原燃のニイツです。少し
1:32:54	今回お示ししている標準の補足と、前回お出ししている別添7が、内容にそごが生じてしまっているのは申し訳ありません。今後、
1:33:04	しっかりと整合をとって修正をしていくは予定であります。
1:33:14	火災対策室のアベですけども、その辺、精査の方お願いしたいと思います。
1:33:19	引き続きまして、
1:33:26	本日の資料の、
1:33:28	通しの47ページからの、
1:33:31	今回から新しくつけていただきました。
1:33:38	あれ。
1:33:39	その前までの確認。
1:33:41	ここから駄目なんですか。
1:34:04	火災対策空室のタカハシ0須藤42ページのフローで、消防法または建築基準法に基づいて種類設置する火災区域区画についての説明で、
1:34:18	火災感知器をアナログ式の火災感知器、
1:34:22	を優先するが、既設の火災感知器を考慮して非アナログ式も含めて選定しと。
1:34:30	なあって、影響を通し27ページにその選択するフローの資料をつけていただいているんですが、その中の矢羽根で、
1:34:41	矢羽根の二つ目、香典式スポット型煙感知器を基本とする。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:49	となっていて、フローを見ると、
1:34:52	アナログ式のものが、
1:34:54	ないのかなと思ったんですが、どっちなんでしょうか基本とするのは、
1:34:59	非アナログ式の、普通でミツイてる方優先。
1:35:04	になるのか、アナログ式を優先して、
1:35:09	するのかどっちになりますかね。
1:35:19	原燃の新津です。申し訳ありませんこちらですね 2、20 通しページの 27 ページにつきましてはちょっと既設のものを念頭にちょっと、
1:35:29	資料をちょっと衛藤記載してしまったので、アナログの記載がちょっと抜けております。
1:35:37	考え方としましては 12 ページ、プロジェクトページの 12 ページにある通り、今後新しい建屋が設置されているところですねそのようなところにつきましてはあとアナログ式の方を、
1:35:49	選定して考えていきたいと思っております。ただし既設のところにつきましては、非アナログ、
1:35:57	含めて、
1:35:58	選定していくことで考えております。
1:36:04	すいません、衛藤で補足しますと 27 ページの方ですね、がアナログの記載がないのでちょっとこちらの、
1:36:10	記載を適正化させていただきたいと思えます。
1:36:16	はい。火災対策室の高橋です。わかりました。頭んと新しくつけなきゃいけないところにアナログを優先して、今ついているも脳の既設のものに関しては非アナログ式でそのままいくということで、
1:36:32	ということで理解しましたはい。はい。以上です。
1:36:50	火災対策室の西野です。
1:36:53	ちょっと、
1:36:56	教えて欲しいんですが、
1:36:58	火災感知器等を設置しない区域からのなところで、
1:37:03	は、
1:37:04	元となる可燃物とあるんですが、
1:37:07	それっていうのは、どういったものなのかなと思ひまして今ちょっとたまたま、
1:37:13	資料を見ますと、
1:37:16	すみません、96 ページになるんですけど、
1:37:20	こちらの方にこれおそらくモーターじゃないかなと思うんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:24	これは 8 下限として、
1:37:27	は見えてないということでもよろしかったですか。
1:37:41	原電のニイツですとは下限として考えているのはモーターのようなものについては泊元として考えておりますのでちょっとこちら、確認させてええと、
1:37:51	ちょっと適正化させていただきたいと思います。
1:38:00	はい。
1:38:02	理解しました。
1:38:08	はい。
1:38:08	よく理解しました。ありがとうございます。
1:38:27	あと、規制庁ニシウチですすみません、ちょっと具体の野積場所の話に行く前に 1 個だけ最後なんですけど、すみません。
1:38:33	パパも 18 ページ目のところ
1:38:38	前回か前々回の斎藤室長からちょっと確認したCVに設置する感知器の話なんですけど、CV内に設置する。
1:38:46	米印 3 のところですね。
1:38:48	まず米最古の格納容器に設置するっていうのはこれ格納容器内に設置するって理解でいいんですよね。
1:38:56	のニイツでその理解でわかりました。これあれですね格納容器って一つの家でっかい火災区画かな区域かな、区画にしてるのでそういう意味合いで、格納容器っていう火災区画に設置する感知器はっていうふうに読めばいいんですよね。原燃の三つです火災区画という、
1:39:11	考え方に、わかりました。火災区画なので馬鹿細工CAQであるとかって書いていや、何ていうかね格納容器にって言われちゃうと、
1:39:19	CVの中の例えばアノループ数とかナカ分ALPSは何かごめんなさい、部分部分に設置する感知器は何か除くような感じもしちゃうのでちょっと明確にしておいていただければと思いますので、
1:39:30	その上でちょっとこの先確認したかったんですけど、あれ、運転中は信号を除外する設計として取りかえなんですよね。はい。
1:39:40	ちょっと私が理解できてないんですけど、発生しないかっていうそれを、和気OKであれ、運転中は設置したままで、信号だけ除外するだから、
1:39:53	電送を切るっていうことなんですかね。
1:39:59	要は中操とかの受信機盤への伝送を切るとかそういう意味合いなんだ、除外っていうのがどういう設計なのかっていうのがちょっと私が理解できてなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:40:13	元の三つです。窒素置換されてるので
1:40:19	信号を切るという考え方ですね物自体はその場についてまままになります。
1:40:25	で、規制庁ニシウチです。Dを超えましたので、除外用がそのあとでプラント停止後だから定検入ったら、取替えそのものを変えるっていうことですか。
1:40:35	それって、窒素置換してるともう使い物にならなくなっちゃうとかそういう話なんですか。
1:40:41	元の数人で窒素置換が原因でそのも使い物にならなくなるのではなくて放射線の影響で使い物にならなくなってしまうところですね。
1:41:07	規制庁西内ですわかりました。ちなみになんですけど、それって非アナログのものってCVの中にないんですけど。要は非アナログのものでもう駄目なレベルに、故障するレベルになるんですけど。
1:41:21	そういう意味ではすべて取りかえるのか。いや、放射線の影響で、取りかえる必要があるものを取りかえる取りかえないものは、別につつ、体制があるものをそのまま継続して、信号だけ復活させるとかそういう意味合いなのか。
1:41:34	ちょっとそこら辺をちょっと具体化しておいていただいてもいいですか。
1:41:40	元の三つです。今回、新しくPCVの中にはすべてアナログ式で設置しますのですべて取りかえることで考えております。
1:41:50	規制庁西内ですわかりました。ちょっと
1:41:53	取替えるか観点、今確認したようなことをですねちょっと資料上に明確に記載しておいていただいてもいいですかね。
1:42:01	平均の日数です承知いたしました。
1:42:04	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
1:42:07	全体的なところは、一体ここまでにして、ちょっと具体的な図面の話はちょっとできる限りまで今日確認をしようと思ひますと、で、そういう意味ではあれですね全部説明いただくと時間もかかるので、
1:42:20	もうこちらからちょっと順次確認を、それなりにナカも、中でも資料確認を進めてますので、
1:42:26	最初にその原燃の方からここはちょっと補足しておきたいとかそういう点があればこちらからも確認進めようと思ひますけど何かありますか。
1:42:36	よろしいですかね。
1:42:45	下の三つです。ご質問の方いただければと思ひます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:49	こちらから確認を進めていきたいと思います。
1:42:54	規制庁伊藤ですそれじゃあ始めたいと思います。
1:42:58	今日出してもらった資料の設置しない区域のところ、ちょっとまず、言葉の定義とかそこら辺のかけさせてもらいたいんですけど
1:43:10	最初の例えば 47 ページのFPC学生人受けタンク室、
1:43:18	で言うと、最初に可燃物が設置されておらずと書かれてますと、ちょっと確認なんですこの可燃物っていうのは、センサー系じゃんとか、
1:43:31	或いは障防法とかでいうか、可燃性物質のことを指してるんですかねそれとも何か別のものを指しているのかそこ、定義を教えてください。
1:44:42	原理ヒロキでございます。今、伊藤さんがおっしゃられているのは、発火元となる可燃物、
1:44:48	要は単なる可燃物。
1:44:51	単なる可燃物と値 8 下限となる可燃物等それぞれ何を考えているのかっていうのを教えてもらえばいいです。はい。はい。申し訳ありません。
1:45:01	2018 年で可燃物っていう燃えるものは何かという整理をしまして、
1:45:07	要はすべからるかマイイイダの油だのっていう、それがどのぐらい、そのカロリー持ってるかという整理をしております。そういった表がございますので別途
1:45:17	その燃えるものに対する説明をですね、させていただきたいと。ここで言う発火元となる可燃物っていうところで行きますと、
1:45:26	例えば、
1:45:28	電動機のもモーター
1:45:32	そういったものが発火元になるものと、
1:45:36	という整理をしまして先ほどあの写真がですね、我々そういうふうに整理してるんですけど、モーターがある部屋の写真をですねおそらくすいませんこれ
1:45:46	写真の入れ替えミスになっております。そういったものがないところを、要は
1:45:53	エントリーしている、エントリーという加配してるエリアということをしておりますので、細かいところは別途、
1:45:59	お示しさせていただきたいと。
1:46:03	はいお願いします。すいません先ほど写真の入れ替えミスとおっしゃったのは、何のことですか。
1:46:10	さっきの。はい。96 ページでございます。
1:46:16	更新漏れ実際、モーターはない、ないってことなんすか。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:23	始め、
1:46:25	元のニイツです実際にこういうふうにもーターがある場合には発火元となる可燃物があるという整理をしておりますので、ちょっと別の写真を載せてしまったかちょっと。
1:46:36	確認をして修正をさせていただきたいと思います。はい。区長イトウです確認をお願いします。
1:47:05	はい、火災対策室の齋藤です 46 ページ以降で今アノイトウから各確認させていただいている可燃物の件なんですけども、
1:47:15	まず火災防護審査基準で、可燃性物質っていうのが、可燃性物質と、今これ原電てる可燃物と違ってるとか違ってないのかっていうのを、
1:47:28	さ、最初に説明していただきたいんですね。何を申し上げたいかというのと、
1:47:33	火災防護審査基準上の可燃性物質は不燃性材料以外の材料というふうに全部書いてあるんですよね。何を言ってるかっていうと、難燃性のものは、
1:47:42	可燃性物質ですよっていうことを言ってるわけですよ。
1:47:46	そういうところも含んで話をしているのかどうかということがまず第 1 点で、その上で、
1:47:52	広木さんから話があったような補足の話があってしかるべきだと思ってるんでちょっとその部分を明確にさせていただかないと、
1:48:02	まずこの花強い可燃物って何っていうのがまずよくわからないと、いうのがありますんでちょっとそこも整理しといていただいてもよろしいですか。
1:48:12	理念の三つですちょっといたしました。
1:48:15	火災対策室の齋藤です。あともう一つなんですけれども、可燃性物質の管理っていう言葉を使ってるんですけどね。
1:48:26	この可燃性物質の管理について、
1:48:31	1 度事業シェア全体で、平成 30 年の 10 月 30 日と、それから平成 30 年の 11 月 27 日に、
1:48:44	原子力発電所における火災感知器の設置要件に係る会合というのがあって、
1:48:52	1 回目は記録を見てると原電さん出ておられませんけれども、2 回目には原電の広木さんの名前が確か書いてあったと思うんですよね。その会合の中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:04	可能性物質の管理について、我々も当時の火災対策室長の大嶋の方から、
1:49:13	きちっとその考え方を説明してるは我々のとらえ方をですね、一度説明しているんですけども、そこをきちっと確認する、その第1回の議事録も含めてですね、
1:49:27	確認されているのかでそれを踏まえてですね、火災バックフィットって形でPWRルーの部分やってますけれどもPWRもBWRも、
1:49:36	基本的には考え、考え方は違うわけではないので、その部分を踏まえた上で、可燃性物質のか、可燃物管理という言葉について、
1:49:48	下の元側がどう考えているのかについて、ちょっと確認をさせていただきたいんで、これちょっと別途前、資料全体に係る説明として、お願いしたいんですけどもよろしいですかね。
1:50:04	原燃のニイツで承知いたしました。
1:50:08	火災対策室の齋藤です要はちょっとその部分をですね、
1:50:14	ちゃんと確認していただければ、今我々の認識と、そちらの東海第2の認識の認識合わせをしないと、
1:50:21	多分この部分、
1:50:23	の話が合わなくなってくると思いますんでその部分ですね
1:50:29	すいませんこの一つ一つの確認をしてる間にですね、
1:50:34	お願いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。
1:50:46	はい規制庁伊藤ですよろしく申し上げます。
1:50:50	本当。
1:50:52	関連して質問なんですけど、この、今回設置しない区域の説明でに、大体2パターンって、可燃物が設置されて、
1:51:03	いないところと、水で満たされているっていうところで、水で満たされているところについて、こっちは可燃物管理ってのは書かれてないんですけど、可燃物管理するのかなのかっていうところはちょっと
1:51:20	今、
1:51:22	答えられるのであれば、
1:51:24	教えてください。
1:51:44	権利ヒロキでございます。今井藤さん、例えば104ページとかですかね。
1:52:12	はい。
1:52:13	水で皆さん乱されているって、記載してますのはまさにこの手法なんですけど、丹空の内部のことなんですってねタンク自体は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:24	もれなくも思えない水が入ってると思えないってところの整理で、またのところで、要はそのタンクや照明装置、こういったものを想定したものとして、
1:52:36	放射性物質へ与える影響はないというような整理をしております、このエリアについてはそのタンク、
1:52:43	それ以外に、
1:52:47	ないので、要は設置しない設計とするというようなそういう整理をこのエリアではしております。
1:52:54	それはつまり可燃物管理はこの区域ではするのかわからないのかというところなんです。
1:53:00	申し訳ありません。基本的には
1:53:04	する、するものを、
1:53:06	する、すべからくエリアについては、可燃物管理をしております。と申しますのは定検時等で、持ち込みヶ月ですね。要は塗料だとかそういったものを、
1:53:19	持ち込まない持ち込まなければならないというところで、一応部屋割りで部屋ごとにですね、どのぐらいの可燃物が発生しているかっていう整理、そういったものが運用で必要になりますので、
1:53:31	ここに記載が足りない。
1:53:34	のかな。
1:53:36	ということになると思います。
1:53:38	はい設置しないという設計とすることにあたって可燃物管理するかどうかというの、ここ、この水で満たされてるところを関係するかどうか、なんですけど、
1:53:49	さっき齋藤室長から言った可燃物管理の整理のところも踏まえて検討いただければと思います。はい。
1:53:59	それから、
1:54:02	すいませんちょっといろんなところに書いてある記載で、意味をちょっと確認したいんですけど照明電源を切り運用とするっていうのはどういうことを指してるんですか。
1:54:31	原燃のニイツですその各部屋についているスイッチのところ電源を切るということ考えており、
1:54:40	スイッチのところ電源を切ると。
1:54:44	そういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:48	それ、それは、10 それによって充電部が必要なくなるっていうのは逆に言うときり運用じゃない運用ってのはどういうようなんですか。
1:55:04	現在のニイツですねと、付けっ放しの運用になりますね。
1:55:09	集まり切り運用っていうのは必要な時だけつけるようなそういうイメージですか。はい。秋野ニイツそうですね人が入るときところに人がつける。はい。
1:55:18	その逆が付けっ放しでつけっ放しの場合は充電部というのが室内に必要になるっていうことなんですか。
1:55:33	元のニイツです。つけっ放しのところについては照明がつけっ放しになってしまうのでそこが10年度になってしまうというところです。
1:55:45	あ、ごめんなさいちょっと私がかわかってないんだけど、充電部っていうのは何なんですか。
1:56:26	元のニイツです真正面に関しましてそのまま発行してる状態と言っているのかちょっとわからないんですが、
1:56:33	そういうそういう状態ですね。
1:56:37	発行している状態。
1:56:41	ごめんなさいすごい。多分、基礎基本的な質問をしているという自覚はあるんですけど、充電部ってのはどっかの部分のことを指すんですね。どの部分のことなんですか。
1:57:06	えっと、
1:57:13	という辺りをな、何か何か、小補足かなんかで込めるか何かつけて解説をもらえるといいかなと思ってますが、どうでしょう。
1:57:24	現在の日程でちょっと改めて整理をして、注釈等で説明を補足させていただきたいと思います。はい。
1:57:32	お願いします。
1:57:37	規制庁西内です。この証明の話は後、何を目的としてこれやるかっていうところを明確にしておいていただきたくて、要は可燃物をなくすっていう意図ってやってるんですかね。
1:57:53	発火元となる可燃物がないようにという意図ですから、可燃物としては多分山残るわけですねいなければ配線とか、そこら辺は残るけど、発火元とならないように通電はさせないような措置をしたいっていうそういうことを意図してるってことですかね。
1:58:08	県のニイツでその考えになります。わかりました。だから、
1:58:12	ちょっと同じBシマ値とかでも、確か同じように証明を撒き運用とするって話だったと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:20	島根か他のピークがちょっと出現しましたが、ただそもそも配線抜い抜いちゃいますよ、だから可燃性物質なくしますよっていうところもあつたと評価していて、そういう意味でどっちの人か明確に確認してきた方ってことなんですよ。
1:58:34	だからさっき可燃物管理どういうふうにするのかっていうの含めてちょっとアノイトウも含め、意図がわかるように説明をしていただければと思います。よろしくお願いします。
1:58:46	よろしいですか。はい。
1:58:48	江藤さんちょっと時間が来ちゃってますけど、ちょっと続けさせてもらおうと。はい。
1:58:55	衛藤。
1:58:56	設置しない区域ちょっと今一つ一つ見る時間はないんですけど、所々あつと甲斐駅スラッチとか、あとはオフが数、再結合器とか、
1:59:08	そういうのもあつたりして、ここら辺って何か可燃性の気体は発生したりはしないのかなってのが気になったんですけどここら辺の廃液とかっていうのは
1:59:20	そういう燃えるようなものは発生しない。
1:59:23	んでしょうかそれと発生するけど、
1:59:26	何らかの対策で、火災は発生しないとそういうことなんですか。
2:00:28	原電の人数です申し訳ありませんちょっと即答ができないので成立して資料の方に
2:00:36	何か注釈等で反映させていただきたいと思います。
2:00:41	はいわかりましたよろしくお願いします。
2:00:45	私からは最後に設置しない方じゃなくて1ヶ所設置する方で質問、
2:00:54	ちょっと時間もあれ質問だけさせてもらおうかなと思うんですけど、
2:01:00	前回の資料の最後のページに、乾式貯蔵建屋が、図面がついているかと思いと、
2:01:09	ちょっと幾つか質問だけさせてもらおうと。
2:01:14	図面の上のほう、上部って書いてある上部っていうのはどこを指しているのか。
2:01:20	あとは煙と熱が組み合わせ組み合わせというか真ん中の上部の真ん中の方に、煙が熱か熱が置いてありますけど、
2:01:33	熱感知器を採用している理由を教えてください。それから、ちょっと別の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:41	本当の例で、この他乾式貯蔵建屋、給気口排気孔があつてですね空気の流れがある部分については、煙とか熱が置けなく、
2:01:54	炎を置いてたりしましたけれども、今回東海第2の乾式貯蔵建屋については、同じようなものを考慮して、考慮した上で
2:02:08	この1種類の配置になっているのか、そのあたり、できれば平面図だけ見てもちょっとわからないところもあるので建屋の構造がわかる。
2:02:20	感じの図面をつけてもらって、説明をいただきたいなと思つてます。
2:02:25	はい。
2:02:27	よろしいですかね。
2:02:30	元例のニイツです。まずちょっと、
2:02:33	申し訳ないんですけど、
2:02:35	こちら、動きがありまして、
2:02:38	三角で、
2:02:40	記載をさせていただいている熱感知器につきましてはこちら炎間月に、
2:02:45	なります。
2:02:47	なのでちょっと上部というのはELをちょっと記載して高さがわかるようにしたいと思つてますが天井部分のところに炎感知器をつけて、監視する設計にしております。
2:03:01	この1種類のものが障防法対応のものになりまして両脇についている煙感知器って言うのはこれ、電分離のものをつけておりまして、こちらは自主的に
2:03:11	事業者としてつけているところになります。
2:03:17	ご回答いただいたのはちょっと聞くんですけど自主的にというのは、別につけなくても保護だけでも種類、消防法上でいう種類は、
2:03:28	的に満たされている衛藤検知できる状態ってことなんですか。
2:03:56	原電のニイツです。炎感知キーにつきましてはちょっと真四角になる部分がちょっと出てきてしまうので、保守的な、
2:04:06	考え方として煙の交点分離型をつけておりますんで、
2:04:11	デブリがたにつつま、煙感知器につきましてはこちらいえる書いてないんでちょっと、
2:04:17	この資料だけでわかんないんですけど、20メートルちょっと取付面高さ超えてしまっているところになります。
2:04:28	あとははいわかりました。炎感知器だけだと、何か障害物があるって話でしたっけ、はとなると煙は必要だからつけてるっていうことだと理解しましたけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:04:42	さっきの私が言った空気の流れとかも含めて、炎感知器を設置する理由のところは説明資料をいただければなと思っています。よろしくお願いします。
2:05:04	規制庁西内です。
2:05:06	先にあれですけど、ちょっと若干誤記とか、あと更新漏れが目立つので、それなりにちょっと本資料もボリュームがあって、我々も確認のリソースをそれに割きますので、その中でちょっと動きとかがあまり頻発していると。
2:05:23	あまり効率的には審査進まないのでもそういった意味ではちょっと今一度、
2:05:28	ちょっともう一つあるのが若干なんていうですかね、1回、
2:05:33	いろいろな情報がちょっとバラバラと出てきている形になっているので1回ちょっと一つの補足説明資料として全部の情報をまとめたものとして一度ちょっとご提出次の次のヒアリング、
2:05:43	の段階ではちょっといただければ嬉しいなと思いますので、その際に、ちょっと全体しっかりその動きチェックとか含めてちょっと更新状態日本原燃としてもご確認をいただいて、
2:05:54	ご提出をいただきたい。ちょっと最後にもう一つお願いなんですけど、ここはちょっと更新中です今後更新予定ですかそういった部分は、もう資料の全体通してちょっと明確にしておいていただければと思います。
2:06:06	もう、わかるように書いていただければ、様式とか、そんな細かく書かなくても結構ですので、
2:06:11	そもそもそうした方が多分お互いそこは効率的に進むと思いますのでそこはよろしくお願いします。
2:06:17	衛藤というところで、ちょっと主にオカない部分の話を結構確認させていただきまして他にちょっと具体的な図面とかで今日の時点で確認しておきたい点ありますか。
2:06:27	よろしいですか。
2:06:29	はい。
2:06:30	ちょっと時間を少し過ぎてますので今日のヒアリングはここまでにしたいと思います。で、強化、確認さしていた全体的な考え方の話とか、あとは具体的な図面も含めてちょっさっきお話したような一つの資料としてちょっとセットいただいて、
2:06:44	更新状況をご確認いただいた状態でちょっと次のヒアリング、9月の上旬に今予定してますかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:52	はい。
2:06:53	ちょっと1週間ちよいとちょっと開く形になると思いますので、はい。ちょっとそういった資料状況も含めてちょっとご確認いただいてご対応いただければと思います。かなり詰めて多分おいていただいていることは理解した上で、
2:07:06	逆に更新状態がちょっと、不確かな状況だとそれはお互いだと思うのでまずしっかりそこを詰めることを優先していただいて、場合によってはヒアリングにてまた調整しても構いませんので、
2:07:18	というところでよろしくお願ひします。はい。
2:07:22	全体通してですけど日本原燃側から何かありますか。
2:07:26	よろしいですか。
2:07:31	はい。
2:07:32	東海第2発電所WEB参加されてる方向かありますかでしょうか全体としてよろしいですか。
2:07:39	はい。これも特段ございません。はい。規制庁側から何かあとスケジュールも含めてですね何か全体通してありますでしょうかよろしいでしょうか。はい。
2:07:47	では今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
2:07:51	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。